

議案第42号

日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正
について

日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を別紙のとおり改
正する。

平成23年9月8日提出

日野町長 景山享弘

日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例（昭和59年日野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この条例は、<u>スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第12条</u>の規定に基づき、スポーツ活動の普及奨励を図り、もって住民の健全な心身の発達と明るく豊かな町民生活の形成に資するため、日野町立社会体育館(以下「社会体育館」という。)の設置及び管理に 関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、<u>スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第12条</u>の規定に基づき、スポーツ活動の普及奨励を図り、もって住民の健全な心身の発達と明るく豊かな町民生活の形成に資するため、日野町立社会体育館(以下「社会体育館」という。)の設置及び管理に 関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(日野町立テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 日野町立テニスコートの設置及び管理に関する条例（昭和56年日野町条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この条例は、<u>スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第12条</u>の規定に基づき、スポーツ活動の普及奨励を図り、もって住民の健全な心身の発達と明るく豊かな町民生活の形成に資するため、日野町立テニスコート(以下「テニスコート」という。)の設置及び管 理に 関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、<u>スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第12条</u>の規定に基づき、スポーツ活動の普及奨励を図り、もって住民の健全な心身の発達と明るく豊かな町民生活の形成に資するため、日野町立テニスコート(以下「テニスコート」という。)の設置及び管 理に 関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(日野町夜間照明施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 日野町夜間照明施設の設置及び管理に関する条例（平成4年日野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この条例は、<u>スポーツ基本法(平成23年法律第78号)</u>第12条の規定に基づき、スポーツ活動の普及奨励を図り、もって住民の健全な心身の発達と明るく豊かな生活の形成に資するため、日野町夜間照明施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、<u>スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)</u>第12条の規定に基づき、スポーツ活動の普及奨励を図り、もって住民の健全な心身の発達と明るく豊かな生活の形成に資するため、日野町夜間照明施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の日野町立テニスコートの設置及び管理に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の日野町夜間照明施設の設置及び管理に関する条例の規定は、平成23年8月24日から適用する。